

検討小委員会（各種商品小売業） 労使委員の主張

労働者側委員の主張	使用者側委員の主張
<p>(改正に向けての考え方)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状、県最賃は 831 円で特定最賃の各種商品小売業の 842 円を上回っていない。 2. 各種商品小売業を含む小売業は、従事する労働者が多く雇用の担い手としての役割は大きい。現在は、人気業種とは言えず、人手不足が恒常的に続いている。今後、魅力、活力ある産業となるべく、また、雇用の受け皿、地域の発展、利便性を充足するため、働く労働者の勤労意欲は地域に不可欠であり、最低賃金の引上げは重要である。 3. 賃金構造基本統計調査では、小売業の賃金は低位にあり、県内の特定最賃の中でも引上げ額は、最も低く、底上げは重要である。 4. パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣と多様な働き方の労働者が産業を支えている。一部の時間給を対象とした最低賃金の判断ではそこに従事した労働者全体を把握することは困難。幅広い働き方の労働者を見据えた議論が重要である。 5. 今年に入り新型コロナウイルス感染症の影響の中、百貨店を中心に休業し多大な損害を受けており、労使とともに非常に厳しい状況におかれているのは十分了知している。その中で、特定最低賃金は企業の採用賃金に影響を及ぼす事から慎重にしなければいけないと言う認識はある。エッセンシャルワーカーとして地域の住民の生活を支える役割を果たしている。その他小売業全体に対して、多大な影響力を保持している。各種の改正審議は、生活不安打開へのメッセージとした 	<p>(令和2年9月8日 第2回検討小委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種商品小売業の現状は、流通ニュース大手百貨店第二波警戒外出自粛で7月5社売上減。三越伊勢丹 HD29.9、Jフロントリテイリング（大松松坂屋百貨店、PALCO）24.9、H2O リティ 14.2、高島屋 20.5、そごう西武 15.2%のそれぞれ減で低調に推移した。8月も 28.8%から 8.8%各社大幅な減に加え、引き続き外出自粛、猛暑等により前年より大幅な減少、これが現在の各種商品小売業の現状。 2. 4、5月よりは良くなってはいるが、コロナ影響で先行き不透明感が払拭できていない。本年3月三越閉店売上高 1996年ピーク 2017年半減が一因。ヨークロードー柏崎 30年8月、長岡店 31年2月、直江津店令和元年5月閉店縮小が続いている。各種商品小売業界には、中小零細企業も対象になっている。縮小の続く中小零細企業も適用される各種商品小売業の最低賃金を改定する審議の必要性はない。 3. 競争対象業種の現状は、百貨店の主力商品衣料品であるが、ZOZOを買収したヤフー、楽天、Amazon が台頭、衣料ブランドオンワード HD600 店舗閉鎖、衣料関係のネット通販に加え食料品競争相手として大型スーパー、コンビニ好調な業界と競争せざるを得ない各種商品小売業は劣勢に追い込まれている。県内の他の特産である自動車、電気とは異なり、競争が各種商品小売業界内に留まらない現状は公正競争としての意味合いがない。 4. 各種食料品小売業の状況は、産別最低賃金として、各種商品小売業

い。

がスタートした当初と比べ、業界を取り巻く環境は大きく様変わりしている。閉店が続く中で特定最賃適用を受ける労働者も減少している。全国で設定されている20府県の半数は令和に入り改定が行われていない。更に2年前までは22都府県で各種商品小売業の最低賃金が設定されていたが、東京都、福井県は廃止の状況。全国各地のこのような状況は、各種商品小売業が他の都道府県と比べ特筆すべき何かがあれば格別ですが、そうとは言えない現状では、新潟県も業界として審議の必要性がなくなっている。

5. 昨年から県最賃が各種商品小売業の最低賃金を上回る状況が発生した。本年はコロナ禍の影響もあり逆転はしなかったが、早晚同様となることは極めて高い。このような状況も審議の必要性に影響を与えない。特定最低賃金の金額は、必ず県最賃を上回らなければならず、審議を続けることはいたちごっことなり好ましい状況とはいえない。

以上のことから、各種商品小売業の最低賃金の改定審議の必要性はないと考える。これを継続することは、業界の維持継続（発展？）の妨げになると考える。

(令和2年9月15日 第3回検討小委員会)

(口頭意見陳述)

別紙のとおり

別紙のとおり

(文書意見陳述)

別紙のとおり

別紙のとおり

別紙のとおり

(令和2年9月15日 第3回検討小委員会)

(口頭意見陳述)

各種商品小売業の最低賃金のくくりは、10数年前立ち上げた時とは全く違う業種業態が台頭してきている。

現在の各種商品小売業のくくりは、県の最低賃金と異なる最低賃金を審議することは、小売業界において業種業態を超えた標榜との競争が激しさを増す中で、百貨店総合スーパー・従業員が常時50の人未滿の各種小売業だけを抜き出し、更には百貨店総合スーパーで

審議していることは、従業員 50 人未満の各種小売業の企業に対して圧力をかけているのではと懸念している。

県内の百貨店業界は、2010 年度までは新潟、長岡、上越にありましたが、本年より 1 店舗となる。業界としては厳しい状況に置かれている。

県内の百貨店の売り上げは、ピーク時 800 億を超えていたが、ただし、去年三越が残っているも、ピーク時の半減まで落ち込んだ。小売業は EC でのショッピングが拡大する中でリアル店舗の競合は厳しさを増している。その中で縮小傾向にある。但し日常商品を取り扱う食品スーパーやホームセンター、ニトリに代表するカテゴリーは、コロナ禍の中でも業績を伸ばしている。リアル店舗の状況も 10 数年前には無かったドラッグストアが現状は全く違う品揃いとなり薬に加え日用品、食料品等を扱う市場の競争状態も年々変化してきた。コンビニの店舗数も十数年前と比べると相当増加している小売業の業界です。今後、業種態を超えた競争が激しさを増すことが想定されます。

協議を始めた当初の頃から小売業も大きく環境が変化した。今回このような場がもたれた事は、協議の場が変化が必要と他の委員も感じていると私は考える。

今が各種商品小売業のくくりを見直す変える時と考える。各種商品小売業に該当する店舗は、県の最低賃金を上回る賃金を設定して来ていますが、採用競争市場においても厳しい状況にある。

時代の変化と共に各種商品小売は県の最低賃金を審議するくくりとは乖離してきている。くくりを見直す中で協議することは可能。

(文書意見陳述)
[REDACTED] 別紙のとおり